

## 令和 7 年度砂利採取業務主任者試験実施要領

1. 試験の日時 令和 7 年 11 月 14 日（金）午前 10 時から正午まで

2. 試験実施場所 和歌山県田辺市新庄町 3353 番地の 9  
和歌山県立 情報交流センターBig・U 会議室 2

3. 試験科目 筆記試験

① 砂利の採取に関する法令

② 砂利の採取に関する技術的な事項（基礎的な土木及び河川工学に関する事項を含む）

※出題数は、法令問題 10 問（全問必須問題）、技術問題は 15 問（7 問の必須問題と、8 問から受験者が 3 問選択して解答する選択問題）とする。

4. 受験手続

① 提出書類等

ア) 受験願書 1 通

イ) 写真 1 枚

縦 6 センチメートル、横 4 センチメートルとし、出願前 6 か月以内に撮影した正面上半身像で、その裏面に撮影年月日、氏名及び年齢を記載したもの。

なお、写真は受験願書の裏に貼付して提出すること。

ウ) 受験手数料 和歌山県証紙 7,600 円

消印はせずに受験願書に貼付して提出すること。

エ) 受験票送付用封筒 1 通

受験票送付先の郵便番号、住所及び氏名を記載すること。

なお、受験票送付用の切手の貼付は不要とする。

② 提出先

〒640-8585 和歌山市小松原通一丁目一番地

和歌山県 県土整備部 河川下水道局 河川課 砂利採取業務主任者試験係

電話番号 073-441-3132

③ 受験願書等の提出期間

ア) 持参の場合

令和 7 年 10 月 1 日（水）から同月 15 日（水）まで（土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に定める国民の祝日（以下「祝日」という。）を除く。）の午前 9 時から午後 5 時までの間。

イ) 郵送の場合

令和7年10月1日（水）から同月15日（水）までの間のいずれかの日の  
消印があるものを受け付ける。

④ 受験票の交付

受験願書を受理した場合は、提出期間終了後に受験票を交付する。

なお、受験票が11月4日（火）までに到着しないときは、和歌山県県土整備部  
河川下水道局河川課まで連絡すること。

5. 合格者の発表等

① 合格発表日

令和7年11月28日（金）

② 発表の方法

合格発表日の午前10時に和歌山県県土整備部河川下水道局河川課に合格者の受  
験番号を掲示するとともに、和歌山県県土整備部河川下水道局河川課ホームペー  
ジ（<https://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/080400/index.html>）にて公開す  
る。また、受験者に対し郵送により可否を通知する。

6. 試験結果の情報提供

この試験の結果については、受験者本人の申出により、情報提供を受けることができ  
る。

情報提供を希望する場合は、受験者本人が受験票又は本人であることを証明する書類  
（運転免許証、マイナンバーカード等の顔写真付きで公的機関発行のものに限る。）を持  
参の上、和歌山県県土整備部河川下水道局河川課に申し出ること。

申出の期間は、令和7年11月28日（金）から同年12月26日（金）までの間（土曜  
日、日曜日及び祝日を除く。）の午前9時から午後5時45分までとする。

7. そ の 他

① 受験願書は、和歌山県県土整備部河川下水道局河川課及び各振興局建設部にお  
いて、令和7年8月29日（金）から同年10月15日（水）までの間（土曜日、日  
曜日及び祝日を除く。）に配布する。

また、和歌山県県土整備部河川下水道局河川課ホームページからもダウンロード  
可能である。

② 受験者は、試験開始30分前から入室できるものとし、10分前には着席するこ  
と。遅刻は試験開始後30分までは認めるが、それ以降の遅刻は原則として認めな  
い。

試験途中の退室については、試験開始40分後から終了10分前まで認めるが、  
退室時には答案用紙を提出することとし、再入室は認めない。

③ 試験問題は、受験者本人に限り持ち帰りを認める。

- ④ 天候、交通機関等の都合により試験の実施ができない場合は、別途再試験の実施の可否を判断する。
- ⑤ その他試験に関する問合せは、和歌山県県土整備部河川下水道局河川課まで行うこと。